

## 長岡京市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱（改正案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（支援法人の指定）

第2条 法第24条各号に列挙される業務については、業務委託や関係団体との協定締結により民間法人等も活用しながら、概ね行うことができているため、市長は、当分の間、支援法人の指定を行わないこととする。

（その他）

第3条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年 月 日から施行する。

## 長岡京市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱（改正前）

（趣旨）

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（支援法人の指定）

第2条 支援法人の活用に関する本市の方針が定められるまでの間、市長は指定を行わないこととする。

（その他）

第3条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月13日から施行する。